（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の一部改正）

第十五条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第二項中「厚生労働大臣」を「関係行政機関の長」に改める。

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第十六条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第七十三条に次の一項を加える。

14　内閣総理大臣は、この法律による権限（こども家庭庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

第七十五条に次の一項を加える。

3　こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、第七十三条第十四項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正）

第十七条　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「厚生労働省」を「こども家庭庁」に改める。

第十六条の二第一項中「社会保障審議会」を「こども家庭審議会」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭審議会」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第十八条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項、第十二条第一項、第十二条の四第一項、第四項及び第六項並びに第十三条第一項及び第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十三条の三第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第十三条の五中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（健康増進法の一部改正）

第十九条　健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「あらかじめ」の下に「、内閣総理大臣」を加える。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第二十条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令」を「は、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣（第十五条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。次号において同じ。）に係る財務及び会計に関する事項については、文部科学大臣及び内閣総理大臣）

二　第十五条第一項第七号に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣

三　第十五条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学大臣

第三十六条に次の一項を加える。

2　センターに係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附則第八条第一項第二号及び第五号中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「及び第二項」の下に「、第三十六条第一項第一号及び第二号」を、「児童」とあるのは「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第八条第一項に規定する業務」と、同項第二号中「業務」とあるのは「業務及び附則第八条第一項に規定する業務」と」を加える。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第二十一条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　次の各号に掲げる事項については、機構に係る通則法における主務大臣は、第二十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める大臣とする。

一　第一項の業務に関する事項　内閣総理大臣

二　第一項の業務に係る財務及び会計に関する事項　厚生労働大臣及び内閣総理大臣

4　前項各号に掲げる事項については、機構に係る通則法における主務省令は、第二十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める大臣の発する命令とする。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第二十二条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

別表備考第二号中「から第十一号まで」を「、第十号」に改め、同表備考第四号中「第十三号」を「第十一号、第十三号」に改める。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第二十三条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第十一条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十二条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改め、「環境大臣とし」の下に「、一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分に限る。）については厚生労働大臣とし」を加え、同条第二項中「厚生労働大臣、内閣総理大臣」を「内閣総理大臣、厚生労働大臣」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

（少子化社会対策基本法の一部改正）

第二十四条　少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第十九条第三項を次のように改める。

3　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣（次号において「特命担当大臣」という。）であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二　内閣官房長官、関係行政機関の長、特命担当大臣（前号に掲げる特命担当大臣を除く。）及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第二十五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。